

鶴岡市農業委員会第15回西部農地部会議事録

日 時 場 所	令和7年2月12日(水) 午後1時30分 鶴岡市藤島庁舎 3階 大会議室
出 席 農業委員	1番 五十嵐 覚 2番 阿部 晃士 3番 石塚 治己 4番 佐藤 晃 5番 荻原 優太 6番 松本 典子 7番 鈴木 敏徳 8番 田澤 幸弘 9番 佐藤 泰仁 10番 原田 政幸
出 席 推進委員	1番 渡部 信子 2番 齋藤 靖 3番 須田 進二 4番 齋藤 潤子 5番 小南 賢史 6番 榎本 勝 7番 吉住 喜之 8番 長谷川 浩之 9番 佐藤 圭介 10番 野村 仁 11番 池田 賢成 12番 小林 節徑 13番 田村 亮真 16番 伊藤 貢
遅 参 委 員	なし
早 退 委 員	なし
欠 席 委 員	14番 佐藤 宣夫推進委員、 15番 本間 長志推進委員
事 務 局	局長 伊藤 幸 局長補佐 黒井 布美 主査 坂田 英勝 調整専門員 伊藤 淳 主事 齋藤 静 主事 佐藤 優羽 鶴岡分室主査 村田 直樹 温海分室主事 牧 一希
議 事 日 程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 閉会
	開 会 午後 1 : 3 0
議 長	本日の欠席届は、14番 佐藤 宣夫推進委員、15番 本間 長志推進委員、遅参早退はありません。定足数に達しておりますので、只今より第15回西部農地部会を開会いたします。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は鶴岡市農業委員会総会及び部会会議規則第24条第3項の規定により議長において指名いたしますが、ご異議ございませんでしょうか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、4番 佐藤 晃委員、5番 荻原 優太委員を指名いたします。次に会期の決定を行います。本部会の会期は本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。それでは、報告事項に入らせていただきます。

議 長	報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告第3号 利用状況調査に係る非農地の判断について、報告第4号 農用地利用集積等促進計画の許可について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明)《報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について》 (説 明)《報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について》 (説 明)《報告第3号 利用状況調査に係る非農地の判断について》 (説 明)《報告第4号 農用地利用集積等促進計画の許可について》
議 長	報告事項ではありますが、質問等はありませんか。
	(発言者なし)
議 長	なければ、これより議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明)《議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について》
議 長	それでは地区担当委員からの現地調査報告を、鶴35からお願いします。3番 石塚 治己委員。
3 番 委 員	3番 石塚です。50ページ鶴35の案件ですが、申請人はにんにくを栽培している方で、申請地は自宅に近く、耕作に便利だということで申請するものです。申請人はすべての耕作地を適正に管理しており、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可相当と判断しております。又申請人は、このような農地が近隣にもあり、今後もその様なところを買い足して、面積を増やして栽培したいという方ですので、許可相当と判断いたしました。以上です。
議 長	続きまして、鶴36、鶴37を、13番 田村 亮真推進委員。
13 番 推 進 委 員	推進委員13番 田村です。鶴36の案件ですが、渡人の年金受給に伴う使用貸借権の再設定であり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と判断いたしました。次に、鶴37の案件ですが、渡人が病気の為、妻に経営移譲するもので、耕作地は適正に管理されており農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と判断いたしました。
議 長	それでは、審議に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、議案通り決しました。続きまして、議案第2号 農地の競売(公売)に対する買受適格証明願について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明)《議案第2号 農地の競売(公売)に対する買受適格証明願について》
議 長	それでは地区担当委員からの現地調査報告をお願いします。4番 佐藤 晃委員。

4 番 委 員	4 番 佐藤です。52 ページ鶴 1 は土地改良区に係る案件で、私から説明いたします。申請地は日枝小真木原の住宅団地の南側にある農地で、10 年以上前から不作付地となっており管理されていない状況です。隣接する農地に面する部分については、耕作に支障がないように地区の保全会で草刈作業や維持管理を行っているような状況となっております。申請人については、すべての耕作地を適正に管理しており農地法 3 条第 2 項各号には該当しない為、適格証明の交付により買受人となった場合でも、問題ないものと判断いたしました。以上です。
議 長	それでは、審議に入ります。質疑のある方は、挙手を願います。8 番 田澤 幸弘委員。
8 番 委 員	8 番 田澤です。申請事由が「規模拡大のため」とあり、これは申請人が規模拡大したいために申請したということなのでしょうが、不耕作農地だから公売に係るという事なのでしょう。申請事由からではわからないので、なぜ公売にかかるのか理由を教えてください。
事 務 局	不耕作農地だから公売にかかるのではなくて、土地改良区費の滞納で公売にかかるという事です。又申請事由は、あくまで申請人がどういう理由で農地を買うかという事であり、申請人からみた理由は、面積を増やし規模拡大をするためという事になります。
8 番 委 員	わかりました。
議 長	申請事由は、購入するための理由であって、なぜ競売にかかったのかという説明ではないという事です。他に質問等はございますか。8 番 田澤 幸弘委員。
8 番 委 員	もう一度よろしいでしょうか。公売という事は、誰でも参加できるという事でしょうか。
事 務 局	公売に参加するには、適格証明書を持っていればという事になります。あくまでもここでは、申請者が農地を求められる人かどうかの審議で、許可が下りれば農地法第 3 条の適格証明書をもらえるという事になります。
議 長	6 番 松本 典子委員。
6 番 委 員	例えば今回の申請人は一人ですが、公売に参加したい人が複数人いる場合は、適格証明願の申請人というところに、何名かの申請者が並ぶという事でしょうか。
事 務 局	そうです。
議 長	よろしいでしょうか。他に質問等はございませんか。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。議案第 2 号 農地の競売（公売）に対する買受適格証明願について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 2 号 農地の競売（公売）に対する買受適格証明願については、議案通り決しました。続きまして、議案第 3 号 農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局の説明を求めます。

事務局	(説明) ≪議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定について≫
議長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手を願います。
	(発言者なし)
議長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議長	全員賛成により、議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定については、議案通り決しました。以上で、本日の審議はすべて終了しました。これをもちまして、第15回西部農地部会を閉会いたします。
	閉会 午後2:30
	議長 <u>原田政章</u> 議事録署名委員 <u>石藤 晃</u> 議事録署名委員 <u>萩原 優太</u>